

避難者取材する中で見えてきたこと

1、「避難者」という言葉

- ・その人を表す言葉かどうか
- ・「自主」避難者、「強制」避難者→避難継続者→引っ越した人(にされてしまう)

2、風化への思い

- ・「低認知被災地」からの避難者
- ・コロナと「避難者」

3、2017年3月からの変化

- ・それぞれの抱える問題(家族、仕事、健康)
- ・シングルマザー、非正規雇用
- ・心の問題、ぶり返し

4、子どもたちのこと

- ・「まなべる基金」見えてこない生活困窮
- ・子どもたちの変化

高校生対象給付型奨学金 みんなでがんばろう●日本

学べるしあわせをみんなに。

高校生対象給付型奨学金
「まなべる基金」

第2期



義務教育を終えて迎える高校生活は、いわば社会への第一歩。
長い人生の中で、もっとも様々な知識を得られるときであり、
長い人生を共にする、かけがえのない仲間に出逢えるときでもあります。
だから今、「学べる」という時間の尊さを感じて、あきらめないでほしい。
そんな想いを込めて、
東日本大震災復興支援財団は、「まなべる基金」を設立しました。

2021年3月、 原発事故から10年で時効がきます

原発事故の被害について東京電力へ賠償請求ができる権利が、
事故から10年で順次時効を迎え、その後は請求が認められなくなる可能性があります。

原発 ADR をご存知ですか？

原子力損害賠償紛争解決センター（原発 ADR センター）では、自主避難した方でも、避難していない方でも、原発事故により発生した費用の賠償を申し立てることができます。国の機関である原発 ADR センターが審査し、適切と認められた場合、和解案に応じて賠償を受けられます。裁判よりも手続きが簡単で、かつ、支払いも早い仕組みです。

こんな人が対象です。

- ・2011年、事故直後に自宅を除染するために高額の費用がかかったが取り戻したい
- ・自主避難をしていたときにかかった費用を取り戻したい
- ・水や野菜、薪などを事故のせいで購入するようになったので、その費用を取り戻したい



※申立てに必要な費用（SAFLAN の弁護士に依頼する場合）

初回の相談は無料です（対面・オンライン・電話等）。弁護士が代理人として申し立てをすることになった場合、着手金は50,000円＋税、東電から損害賠償金が支払われる場合、支払われる金額の10%＋税が報酬金となります。

原発事故で発生した出費を取り戻したいと考えている方は、
【2021年2月10日まで】に、下記までメールにてご連絡ください。

※メールのみの受付となります

311saflan@gmail.com



福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク（SAFLAN）
弁護士 河崎健一郎（東京弁護士会）

